

平成27年度定期監査結果報告書

1 監査の対象課等

(第一次) 総務部 (総務課、行政経営課、防災課)

復興政策部 (復興政策課、復興都市計画課、市民協働課)

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局

(第二次) 移転対策部 (生活再建支援課、用地対策課)

市民生活部 (市民課・鳴瀬総合支所、税務課、収納対策課、環境課)

保健福祉部 (福祉課、子育て支援課、健康推進課)

教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、学校給食センター、
生涯学習課、図書館、奥松島縄文村歴史資料館)

(第三次) 総務部 (工事検査室)

建設部 (建設課、下水道課)

産業部 (農林水産課、商工観光課)

農業委員会事務局

監査委員事務局

2 監査の期間

(第一次) 平成27年11月4日(水)～平成28年2月4日(木)

(第二次) 平成28年1月6日(水)～平成28年3月28日(月)

(第三次) 平成28年4月6日(水)～平成28年6月9日(火)

(工事監査) 平成28年6月1日(水)～平成28年6月28日(火)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成27年度一般会計及び特別会計について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、事前に監査対象部署から関係資料の提出を求め、その資料に基づき事前調査を行い、その後、提出された書類から抽出したヒヤリング事項について、担当職員から説明を受けるとともに事情聴取及び現地調査により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、平成27年度の財務に関する事務事業は適正に執行されているものと認めた。

しかし、次のとおり検討または改善を必要とする事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については別途指導した。

(1) 法令遵守に関すること

ア 定期監査中に発覚した職員の運転免許証の失効による公用車運転については、市の信用を失わせる行為としてその影響は大きく、誠に残念であった。

失った信用回復のために、服務規律等法令遵守の徹底による再発防止の取組みに全力を挙げるとともに、管理職には、常に職員に対しきめ細かな指導をすることで、信用失墜行為を起こさない良好な職場環境の確保に努められたい。

イ 臨時職員において勤続5年超えとなる職員は、平成27年度は19人となっている。このうち勤続10年以上に及ぶ者は1人で、平成26年度と比較して勤続5年超は1人減、10年超にあっても3人減となった。臨時職員は、地方公務員法第22条第2項及び第5項の規定に基づき任用期間は6月で更新1回最長1年と規定されている。

臨時職員の雇用にあたっては、今後も関係法令を遵守し適正に対処されたい。

(2) 公金管理に関すること

地方自治法第199条（職務）第7項により、財政援助団体等監査（10団体）及び公の施設の指定管理者監査（2団体）の関係資料を調査するとともに、担当職員から説明を聴取する等の方法により実施した。指定管理者監査においては、現地において現金及び備品の管理状況について担当者から説明を聴取した。現金の取り扱いが複数人による管理になっているか等の現金取扱状況について確認をした結果、同一人で取り扱いとなっている団体が1団体あり、同一人での取り扱いとなることのないよう指導した。

(3) 服務に関すること

服務関係書類の整理については、年々周知徹底され、指摘のない課は5課であった。全体としては指導件数が少なくなってきたはいるものの、相変わらず出勤簿の押印漏れ、年休簿の取得時間誤り等が散見された。各課においては、決裁時に十分なチェックと指導に努められたい。

(4) 契約に関すること

ア 震災後5年目となるが、随意契約範囲超えの全体比率は前年度より2.3%減少したが1者随意契約件数は依然として多い。財務規則第114条に規定している随意契約の範囲を超えた1者随意契約は下表のとおりである。平成27年度は特に物件の借入契約の随意契約範囲超えの比率が37.0%で前年度33.3%と比較すると3.7%増加している。

契約種別と随契範囲額 (財務規則第114条)	全件数(a)	随契範囲超え 1者随契件数(b)	比率(b/a)	(参考:前 年度比率)
工事・製造等の請負130万円	195件	13件	6.7%	5.6%
財産の購入 80万円	138件	3件	2.2%	4.0%
物件の借入 40万円	54件	20件	37.0%	33.3%
その他(業務委託等) 50万円	547件	197件	36.0%	35.0%
計	934件	233件	24.9%	27.2%

イ 1者随意契約における財務規則第115条第1項第1号(1人から見積書を徴することができる場合)の適用において、同号アからカの規定の検討を行わず同号キ(その他1件50万円未満の契約において、部長等が1人から見積書で適当と認める場合)の規定の適用が散見される。同号キの規定については、同号アからカの規定の適用を検討し、該当しない場合に適用されるよう図られたい。

ウ 契約締結時の会計管理者への合議について、多くの契約で契約締結報告後又は契約代金の支払時に会計管理者へ合議しているのが散見された。地方財務事務提要及び財務規則第62条では、支出負担行為をしようとする時は、事前に会計管理者へ合議し審査を受けることとされており、財務規則、契約事務ガイドブックにより適正な契約事務執行を図られたい。

エ 契約事務文書等での日付の欠落等の不備が散見される。これらは行政事務の基本的な事務処理であるから、なお一層注意していただきたい。

オ 収入印紙が貼付されていない契約書が散見される。契約書における印紙税法の取り扱いについて、周知徹底されたい。

(5) 財務事務に関すること

概ね適正に処理されていると認められ特記すべき事項は特になし。

(6) 財産管理に関すること

東松島市安全運転管理規程第16条の規定による自動車運転日誌（公用車予約システム）への運行状況の記録（入力）について、これまで指導され改善されてきているが下表のとおり入力漏れがある、履行を再度徹底されたい。

公用車利用情報入力状況（平成27年4月1日～平成28年1月31日利用分）

入力漏れ件数 (a)	入力済件数 (b)	総件数 (a)+ (b)	入力率 (b/a+b)
791件	6,352件	7,143件	88.9%

(参考) 平成26年度 H26年4月1日～H27年1月31日利用分情報入力率：92.6%

(7) 工事監査に関すること

工事監査については災害復旧・復興関連の工事件数が多いことから高額案件を下記のとおり抽出して書類・現地調査を実施した。

No	担当課	工 事 名	契約金額
1	子育て支援課	平成27年度 東松島市牛網保育所増築工事（建築工事）	197,280,000円
2	農林水産課	平成26年度 西矢本地区水稻育苗ハウス新築工事	192,780,000円
3	農林水産課	平成26年度 西矢本地区農業復興総合支援事業 農業施設等新築工事（債務負担行為）	379,944,000円
4	農林水産課	平成26年度 西矢本地区穀類乾燥調製施設プラント新設工事（債務負担行為）	179,712,000円
5	農林水産課	平成26年度 西矢本地区播種施設プラント新設工事（債務負担行為）	36,608,760円
6	農林水産課	平成26年度 西矢本地区農業施設用地外構工事（債務負担行為）	32,821,200円
7	教育総務課	平成27年度 中学校屋内運動場天井改修工事	60,839,640円
8	復興都市計画課	平成26年度 大曲浜地区移転元土地利用促進造成工事	132,201,720円
9	建設課	平成26年度 復興交付金事業 石巻工業港線改良工事	659,631,600円
10	市民協働課	平成27年度 大曲浜西地区センター災害復旧工事（あおい三丁目集会所）	81,345,600円
11	下水道課	平成26年度 矢本北幹線（流開公下）1-2号管渠工事	112,592,160円
12	防災課	平成27年度 東松島市指定避難所太陽光発電設備等工事その1	148,960,080円

監査内容は、契約関係書類について確認、技術関係については工事検査室へ技術支援を依頼し確認を行った。また工事施工写真・管理資料等の工事成果品を確認した。

現地調査は、完成物件が契約書のとおり完成し、その効用を十分発揮しているか確認した。

その結果は次のとおり検討改善を要する事例がみられた。

①落札者の入札書に代理人の使用印鑑は押印されているものの代理人の記名が無かった。これは入札公告の表現に曖昧さが見られたのが原因と推察される。入札当日の一切の権限を委任された委任状の提出がなされて、入札参加者受付時の記名捺印により委任された本人について確認はされているものの、適正さを欠いた入札執行と言わざるを得ない。入札公告の内容について早急に見直しされたい。
(No. 4)

②休憩室西側の上部カウンター及び会議室（小）タイルカーペットに一部接着不良があった。工事請負契約書により、かし担保期間内に施工業者と協議の上対応すること。（No. 10）

③調理実習室廊下出入口付近に炊飯器が設置してあり、炊飯器を使用する際は施設利用者の安全確保に配慮されたい。（No. 10）

以上の結果、工事は特に異常があるものは見られず概ね適正であった。